

憲法を**学**び、**教**える

— 教師教育の課題 —

日時：2023年7月15日13:30 - 17:00

場所：早稲田大学早稲田キャンパス
14号館403号室

プログラム・登壇者

講演1 市民教育及び教師教育における憲法教育の課題

齋藤 一久(明治大学法学部 教授)

講演2 社会科・公民科教育法における憲法の教え方

吉田 俊弘(大正大学 名誉教授/早稲田大学教育・総合科学学術院 非常勤講師)

講演3 憲法学から見た日本の学校教育

遠藤 美奈(早稲田大学教育・総合科学学術院 教授)

総合討論・学生の声

齋藤 一久・吉田 俊弘・遠藤 美奈

田中 雷人(早稲田大学教育学部数学科 3年)・中野 万里奈(早稲田大学教育学部社会科 3年)

司会:野口穂高(早稲田大学教育総合研究所副所長)

講演会概要

日時: 2023年7月15日(土)13:30 - 17:00

場所:早稲田大学 早稲田キャンパス 14号館403号室

開催方法:ハイフレックス(対面・Zoomウェビナー併用)

対面参加:会場に直接おこしてください(事前登録不要)。

オンライン参加:右のコードからフォームを開き参加登録を行ってください。

研究所HP(<https://www.waseda.jp/fedu/iase/>)からもアクセス可能です。

※オンライン参加登録は6/17以降可能となります。



オンライン
参加登録フォーム



憲法を学び、教える

—教師教育の課題—

講演概要

教員にとって憲法に関する基礎的な知識は必須である。教育基本法も、学校教育が日本国憲法の精神に則って行なわれることを期待している。

しかしながら、あるべき姿と現実とのあいだには距離がある、少なくない学校で、児童生徒に憲法の考え方を十分に伝えることができているとは言い難い状況が続いている。ここに様々な政治・社会力学を見るのは容易だが、その一方で教職課程をはじめとする大学教育に原因を探ることも重要であろう。大学には、市民教育としてはもちろん、未来の教員に対してもっとできることがあるのではないだろうか。

こうした問題意識に基づき、本講演会は、教員を目指すすべての学生が履修する科目としての憲法の授業、ならびに学校において憲法教育を中心的に担うことになる未来の教員が受講する社会科・公民科教育法に焦点をあてて、大学教育の課題を追究する。ここでは、それらの科目を担当してきた教員だけでなく、いま受講している学生にも討論に参加してもらうことで、理想を語るだけでなく、それを少しでも実現するための具体的な手掛かりを追求したい。

《プログラム》

日時：2023年7月15日（土）13：30～17：00（予定）

開催方法：ハイフレックス(対面・Zoomウェビナー併用)

講演：

1. 齋藤 一久 氏 明治大学法学部 教授
2. 吉田 俊弘 氏 大正大学 名誉教授/早稲田大学教育・総合科学学術院 非常勤講師
3. 遠藤 美奈 氏 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授

—休憩—

総合討論

学生の声① 田中 雷人 氏 早稲田大学教育学部数学科 3年

学生の声② 中野 万里奈 氏 早稲田大学教育学部社会科 3年

開会挨拶 近藤 孝弘氏（早稲田大学教育総合研究所 所長/教育・総合科学学術院 教授）

司会 野口 穂高氏（早稲田大学教育総合研究所 副所長/教育・総合科学学術院 教授）

1.市民教育及び教師教育における憲法教育の課題

齋藤 一久 氏 明治大学法学部 教授

憲法に関する知識については、市民、そして主権者として有しておくべきでしょう。憲法リテラシーと言い換えてもいいかもしれません。しかし、従来から、憲法教育については条文暗記などばかりで、主体的な学びができているとは思えません。また市民教育を支える教師も、教員免許の取得のために、2単位の日本国憲法を履修しますが、果たしてどの程度、身に付いていると言えるでしょうか。本報告では、市民教育や教師教育に携わってきた報告者の経験も踏まえながら、憲法教育の課題を検討したいと考えています。

2.社会科・公民科教育法における憲法の教え方

吉田 俊弘 氏 大正大学 名誉教授/早稲田大学教育・総合科学学術院 非常勤講師

学校の教員は、憲法を自ら学修するとともに、教育実践に取り組まなければなりません。つまり、憲法の学び手として自らの憲法認識に磨きをかけながら、同時に指導者として授業実践に取り組むことになるわけです。憲法教育の担い手を育てるうえで、大学の教科教育法にはどのような役割が求められるのでしょうか。本報告では、中学・高校における憲法教育の現状を分析し、憲法教育の内容や指導方法において配慮すべき点を取り上げ、検討を加えたいと思います。

3.憲法学から見た日本の学校教育

遠藤 美奈 氏 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授

日本国憲法26条に由来する学習権がその実現によって目指すのは、子どもが自律的に自分の生を構想して歩みを進められるようになること、そして民主政治へ参加できる能力と資質とを備えてゆくことです。学習権が充足される場であるはずの学校で、この二つの目標がよりよく実現されるための条件とはどのようなもののでしょうか。「私」と「他者」との関係をめぐる憲法理論からいくつかの視点を提示しつつ、「対等者からなる社会」を学校という場から展望したいと思います。